

佐賀県販売促進キャラクター「えびすちゃん」に係る使用承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、県産品の販売促進のためのキャラクター「えびすちゃん」(以下「キャラクター」という。)の使用承認について、必要な事項を定めるものとする。

(承認手続)

第2条 県の機関以外の者がキャラクター(別紙)を使用しようとする場合は、国際経済室長の承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けようとする者は、キャラクター使用承認申請書(様式第1号)により国際経済室長に申請しなければならない。
- 3 国際経済室長は、第2項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、キャラクターの使用を承認するときはキャラクター使用承認通知書(様式第2号)により、承認しないときはキャラクター使用不承認通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。
- 4 前項の審査において国際経済室長が必要と認める場合は、関係課や外部の機関に意見を求めることができる。

(承認基準)

第3条 次のいずれかに該当する者は、前条第1項の承認を受けることができない。

- ア 特定の政治、思想、宗教の活動に利用されるおそれのある場合
- イ 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれのある場合
- ウ 自己の営利目的で利用されるおそれのある場合(県全体の利益に資し、又は県の情報発信に繋がる場合を除く。)
- エ 県のイメージや品位をおとしめるおそれのある場合
- オ 適正な使用方法に従って使用しないおそれのある場合
- カ 法令や公序良俗に反するおそれのある場合
- キ 県の中立性を侵すおそれがある場合
- ク その他承認することが不相当と認められる場合

(承認の取消し)

第4条 国際経済室長は、次のいずれかに該当する場合は、第2条第1項の承認を取り消すものとし、キャラクター使用承認取消通知書(様式第4号)を当該キャラクター使用者に通知しなければならない。

- ア 使用承認申請の内容に虚偽のある場合
- イ 使用承認の条件に違反して使用した場合
- ウ その他県に不都合が生じた場合

附 則

この要領は、平成29年3月6日から施行する。



キャラクター②
(海堂いさな)



キャラクター③
(国立はるみ)



キャラクター①
(寿めぐみ)



キャラクター④
(米山みゆ)



キャラクター⑤
(高結すくね)